

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 45 年の夏ごろに、自宅に来た役所の集金人に、国民年金への加入及び特例納付制度での一括納付を勧められ、母の保険料と共に申立期間の保険料を納付したことを憶えている。

60 歳を過ぎたころに自分の年金記録を確認したところ、昭和 45 年 3 月以前の納付記録がないことが分かった。20 歳から加入時までの期間の保険料を一括納付した記憶が克明にあるので、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、44 年 4 月から 45 年 3 月までの納付記録が見つかり、当該期間について、それまで未納であったものが納付済みに訂正された。

申立期間についても保険料を納付したので、未納とされていることは納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た役所の集金人から加入勧奨を受け、母親と共に国民年金に加入し、この時に、自分の未納期間の保険料をまとめて納付したと述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その主張どおり、昭和 45 年 7 月 17 日に母親と連番で払い出されていることが確認できる上、任意加入被保険者である母親の被保険者資格取得年月日は同年 6 月 29 日であることから、申立人は、同日に加入手続を行ったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後各 10 名のうち、特例納付を行った被保険者 3 名について、その納付年月日を確認すると、昭和 45 年 6 月 27 日に納付した者が 1 名、同年 6 月 30 日に納付した者が 2 名と、複数の被

保険者が、特例納付制度が開始される数日前に同制度を利用して保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、平成9年4月7日に被保険者資格が変更されるまで、申立期間については強制加入被保険者である旨が記録されていることから、加入手続を行ったとみられる昭和45年6月29日に、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続を行った際に交わした集金人との会話の内容や、その時の室内の情景等を克明に述べており、また、納付したとする金額も申立期間の保険料額とおおむね一致する上、申立期間の後に保険料の未納は無いことから国民年金保険料の納付意識も高く、その主張するところに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間のうち、昭和39年9月から43年3月までの期間については、厚生年金保険の被保険者であった期間であることから、制度上、国民年金の被保険者となり得ない期間であるが、行政側が本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間について、特例納付の納付書を誤って作成したことにより、申立人が申立期間の保険料を納付したものと推認され、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであること、及び申立人が保険料を納付してから既に35年以上経過していることなどを考慮すると、当該期間が被保険者となり得ない期間であることを理由に、被保険者期間として認めず、納付済期間としないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、母から国民年金に加入するように勧められ、自分で区役所に出向き加入手続を行った。加入手続時に、過年度保険料を納付し、その後、途切れること無く保険料納付を続けてきたので、申立期間が未納であることに納得できない。納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き保険料の未納は無い上、加入手続時に過年度保険料を一括納付していること、及び申立期間後は、前納を含めほとんどの期間について納付期限内に保険料を納付していることが確認できることから、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から同年9月まで

私は、昭和46年に国民年金に加入し、それまでの未納期間の保険料を納付するとともに、加入後は、欠かすことなく保険料納付を続けてきたにもかかわらず、申立期間の3か月だけ未納となっている。納得できないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き保険料の未納は無く、結婚後も国民年金に任意加入し、国民年金の任意加入被保険者から第3号被保険者への切替手続も適切に行っており、国民年金に対する関心も高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、申立期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年11月30日及び39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34年11月は1万8,000円、39年4月から40年12月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和34年11月については明らかでないと認められ、39年4月から40年12月までの期間については、納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和39年4月1日から41年1月1日まで

在職中に転勤や出向はあったものの、継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録に空白がある。会社から在職証明書を手に入れたので調査願いたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在籍履歴により、申立人は、申立期間①及び②において、C社及びB社のグループ企業に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①については、B社から提出された証明書により、昭和34年11月に申立人はA社の常務取締役就任したことが確認できることから、申立人の同社における資格取得日は、D社における資格喪失日と同日の同年11月30日と認められ、申立期間②については、同証明書により39年4月1

日付けでD社を退職し、同日にA社に入社したことが確認できることから、申立人の同社における資格取得日は同年4月1日と認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年12月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における41年1月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届やその後に行われるべき複数回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和41年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る39年4月から40年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月1日に、資格喪失日に係る記録を50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、48年6月から49年7月までは5万2,000円、同年8月から50年2月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から50年3月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間当時、私と一緒に入社した同僚は、同社に係る厚生年金保険の加入記録があり、一緒に働いていた自分が加入していないことは考えられないため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社の所在地及び業務内容についての申立人の記憶は具体的であり、複数の同僚の証言とも一致している。

また、申立人と同時に、昭和48年6月1日に入社したとする同僚は、「申立人とは、勤務した部署は異なっていたが、同じ内勤業務で、毎日通勤も一緒であり、手取給与も同じであった。私は51年9月に退職したが、申立人は私より1年くらい前に退職したと思う。」と証言していること、及び申立人の入退職時の記憶が具体的であることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

さらに、申立期間前後に在職していたタイピスト、営業及び事務職等の異なる職種の名の証言から、勤務開始日より退職するまで厚生年金保険被保険者の記録があることが確認できる。

加えて、申立人及び複数の同僚は申立期間当時の同社の従業員の数に 20 名前後であるとしており、当時の同社における厚生年金保険被保険者数は、同社における事業所別被保険者名簿から、申立人の入社した昭和 48 年は 22 名、49 年は 20 名であることが確認できることから、同社においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同日に入社した同僚の A 社に係る被保険者名簿の記録から、昭和 48 年 6 月から 49 年 7 月までは 5 万 2,000 円、同年 8 月から 50 年 2 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 58 年 10 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから確認できないものの、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間前後の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 6 月から 50 年 2 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 奈良国民年金 事案 787

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、昭和41年3月に会社を退職し自営業を始めた。自営業を始めてから2年後の昭和43年ごろには所得税を納付していたので、夫婦の国民年金保険料も少なくともそのころから納付していたと思う。当時、白っぽい国民年金手帳を所持していたが、新たな手帳への切替えの時に市役所の職員が回収したと思う。日本万国博覧会が大阪で開催された前年には既に経済的な余裕があったので保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年に自営業を始め、その少なくとも2年後の43年ごろには夫婦の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間当時は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であり、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間当時所持していた白っぽい国民年金手帳は新たな手帳への切替えの時に市役所の職員が回収したと主張しているが、申立人が当時居住していたA市の担当者によると、「新しい国民年金手帳への切替えの時にそれまで使用していた手帳を回収することはなかった。」としている。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、国民年金への加入及び保険料の納付についての申立人の記憶が明確ではないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 788

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 48 年 3 月まで

私の夫は、昭和 41 年 3 月に会社を退職し自営業を始めた。夫が自営業を始めてから 2 年後の昭和 43 年ごろには所得税を納付していたので、夫婦の国民年金保険料も少なくともそのころから納付していたと思う。当時、白っぽい国民年金手帳を所持していたが、新たな手帳への切替えの時に市役所の職員が回収したと思う。日本万国博覧会が大阪で開催された前年には既に経済的な余裕があったので保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和 41 年に自営業を始め、その少なくとも 2 年後の 43 年ごろには夫婦の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年 9 月に夫婦連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間当時は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であり、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間当時所持していた白っぽい国民年金手帳は新たな手帳への切替えの時に市役所の職員が回収したと主張しているが、申立人が当時居住していた A 市の担当者によると、「新しい国民年金手帳への切替えの時にそれまで使用していた手帳を回収することはなかった。」としている。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、国民年金への加入及び保険料の納付についての申立人の記憶が明確ではないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立人の氏名等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月ごろから 40 年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた時の加入期間が無い旨の回答であった。同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の社員旅行の写真及び申立人の業務内容に係る具体的な記憶から判断すると、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が氏名を記憶している複数の同僚の、A社における厚生年金保険の資格取得日は、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 9 月 1 日となっており、申立期間にかかる厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立期間前後に在籍した従業員に、申立期間のA社における厚生年金保険料の控除について照会したが、これを確認することはできなかった。

加えて、申立人は、申立期間中にA社をいったん退職し再度入社したと述べており、勤務していた期間を特定できない上、厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 600

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月から 47 年 10 月まで  
前勤務先を退職後、すぐにA社に就職し、B社に入社する直前まで働いていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務に係る具体的な記憶及び申立人と同時期に在籍していた同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は、申立人を記憶しているものの、申立人が正社員として勤務していたかどうかの記憶は定かでなく、当該事業所において申立人に係る資料は保管されていないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立期間において、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

さらに、申立人自身も保険料控除に係る記憶は曖昧であり、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 8 日から 34 年 9 月 25 日まで  
昭和 32 年 3 月、中学卒業と同時に地元 A 県の B 社に入社し、漁師として C 丸に乗船した。

途中、一度も陸上勤務はなく継続して乗船していたのに、船員保険の記録が途切れているのは納得できない。

船員手帳は紛失してしまい、当時の書類は何も残っていないが、調査をして記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間における業務内容等の具体的な記憶及び複数の同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において C 丸を本船とする船団の乗組員として、同船団の船舶所有者である B 社と雇用関係にあったことが推認できる。

しかし、同社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同様に、自身は継続して勤務していたとするものの、船員保険の被保険者資格を喪失し、後に再度資格を取得している者が複数確認できることから、当該事業所は、必ずしも乗組員全員を常に船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、同被保険者名簿において、申立人の記録は昭和 32 年 3 月 18 日資格取得、33 年 4 月 8 日資格喪失、34 年 9 月 25 日再度資格取得と記録されていることが確認できると共に、申立期間においては、申立人の記録は確認できない上、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 602 (事案 36 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から39年9月まで  
昭和21年2月21日から36年3月31日までの間、A社に勤務したので、この期間の被保険者期間を認めてほしい旨、第三者委員会に申立てたが、認められないとの回答であった。

今回、前回の申立てより長い期間を申立てするが、勤務していたことを証言してくれる同僚からの証明書を添付するので、再度、審議願いたい。

### 第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間に係る申立てについては、i) A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 申立人が一緒に勤務していたとする同僚にも同事業所に係る厚生年金保険の記録が無いこと、iii) 申立人は年末に1年間分の保険料を事業主に支払ったと供述しているが、事業主は他界しているため、その事実を確認することができないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚から申立期間のうちの一部期間についてA社と一緒に勤務していたことの証言が得られたとして、証明書を提出しているが、当該同僚に確認したところ、「申立人と一緒に働いていた。」としているものの、当該同僚にも同事業所に係る厚生年金保険の記録は無い上、同事業所に勤務していた時に厚生年金保険に関する話は何も聞いたことが無いとしていることから、当該証明書は、申立人が申立期間の一部期間について同事業所において厚生年金保険料を控除されていたことを推認できるものではない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月20日から26年3月21日まで  
私は、昭和19年5月からA社B工場に勤務し、25年12月から引き続きC社D工場に定年まで44年間勤務した。A社B工場の転職時からわずかな期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事関係の台帳において、申立人の入社年月日は昭和25年12月2日と記載されていることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人とほぼ同時期に他社から転職して同社D工場に入社した同僚については、入社日の約2か月後に厚生年金保険の資格取得をしていることが確認できることから、申立期間当時、同事業所においては、必ずしも入社と同時に資格取得の手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

また、健康保険組合が保管している被保険者台帳によると、申立人の健康保険の資格取得日は昭和26年3月21日であることが確認でき、これは厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 4 月から平成 7 年 3 月 31 日まで A 診療所内の院内技工所に正職員として勤務していた。同社が平成 2 年 11 月 1 日から厚生年金保険に加入したため、給与天引きにより厚生年金保険料を納付しており、退職した 7 年 3 月分の給与まで厚生年金保険料を控除されていた。このため、資格喪失日は平成 7 年 4 月 1 日になるはずであり、事務処理の誤りが考えられるので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 診療所内の技工所に正職員として平成 7 年 3 月 31 日まで勤務し、同年 3 月分の給与からも厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているが、同事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、「平成 7 年 3 月 30 日退職、7 年 3 月 31 日資格喪失」と記載されている。

また、同事業所では、前記資格喪失確認通知書のほかに申立人の退職日を確認できる人事記録等はなく、雇用保険、厚生年金基金、B 国民健康保険組合等には未加入のため、他の記録等から申立人の退職日が平成 7 年 3 月 31 日であったことを推認することはできない。

さらに、申立期間当時の同社の代表取締役及び給与事務担当者であった者から、「給与は当月末締めで、月末まで勤務することを見越して、25 日に先払いしていたため、給料日から月末までの間に退職する場合は、退職日が何日であっても給与の額が同一であった。また、厚生年金保険料は翌月の給与から控除しており、退職月は前月の 1 か月分のみの厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

加えて、申立人は、「平成7年3月分の給与から一度に2か月分の厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と主張している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。